

○ 議事日程（第4号）

- 1 議案第29号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）
- 2 議案第30号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 3 議案第31号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第32号 令和2年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）
- 5 議案第33号 令和2年度元災公共土木施設災害復旧工事請負契約の締結について
- 6 議案第34号 令和2年度塵芥車購入事業の売買契約の締結について
- 7 議案第35号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第36号 山ノ内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第38号 山ノ内町国際交流員任用条例の制定について

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（12名）

2番	白鳥金次君	8番	高田佳久君
3番	山本岩雄君	9番	渡辺正男君
4番	湯本晴彦君	10番	西宗亮君
5番	高山祐一君	11番	小林克彦君
6番	望月貞明君	12番	布施谷裕泉君
7番	徳竹栄子君	13番	山本光俊君

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 藤澤光男 議事係長 田村英則

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長 竹節義孝君 副町長 小松健一君
教育長 柴草隆君 会計管理者 小林一夫君
総務課長 小林広行君 税務課長 常田和男君

健康福祉課長	大塚健治君	農林課長	鈴木隆夫君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	小林元広君
教育次長	山本和幸君	消防課長	町田昭彦君

(開 議)

(午前10時00分)

議長(山本光俊君) おはようございます。

本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は12名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長(山本光俊君) 本日は日程に従い、議案の審議を行います。

- 1 議案第29号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算(第2号)
- 2 議案第30号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 3 議案第31号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 4 議案第32号 令和2年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第1号)

議長(山本光俊君) 日程第1 議案第29号から日程第4 議案第32号までの4議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。)

議長(山本光俊君) これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1つずつ行ってください。以後の議案についても同様とします。

議案第29号について質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

9番(渡辺正男君) 9番 渡辺正男です。

3点お願いします。最初、11ページの児童福祉総務費の空間安全・安心確保事業ということで、これは空気清浄機というような説明だったかと思いますが、どういったシステムで本当に空間をきれいにするウイルス対策になる、そういう効果のあるものなんでしょうか。

議長(山本光俊君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

今、想定していますのは空間のウイルスをキャッチできるようなフィルター、もしくは次亜塩素酸をまけるような、そんなようなものを研究しておりまして、これから具体的にどの機種を選定するかというものを検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長(山本光俊君) 9番 渡辺正男君。

9番(渡辺正男君) HEPAフィルターとか、そういうものでキャッチする、そういったもの

というのはあまり効果があるような気がしないんですけれども、次亜塩素酸水については2点目の質問にも関わってくるんですが、どっちに聞いたらいいかわからないんですが、学校の空間除菌とか除染というんですかね、そのために次亜塩素酸水の空中散布、噴霧、これは危険だからやめろというのと効果がないからという通達がこの間、出たばかりのような気がするんです。効果があるかどうかというのは、例えば加湿器に次亜塩素酸水を入れて、そのまま噴霧するというか蒸気に変えてというような方法もありますけれども、子供たちの安全とかそういう部分でちょっと問題がありそうな気がするんですけれども、その辺どうでしょうか。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

今、ご指摘のありました次亜塩素酸水を散布するというのは危険であるというような情報が、つい最近流れてきたところでありまして、ですので具体的に機種選定につきましては、安心・安全を確保する上でもどういったものにすればいいか、十分研究したいと思っておりますので、今のところこの機種だということは、はっきり申し上げることができなくて申し訳ございませんけれども、そういうことでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） それでは、今の質問にも関連するんですけれども、15ページの教育費の中でやっぱり小学校・中学校も今回工事請負であったり、消耗品であったり、学校の中での除染といいますか、空間を洗浄なりきれいにするためのそういったことは考えられますけれども、先ほど、通達が出ているということ踏まえて、小学校・中学校での空間飛沫感染というんですかね、それを防止するための方法として、次亜塩素酸水は、このままでいったら駄目だからほかのものを考えるということだと思えますけれども、今後どんなふうに考えているのかお願いしたいと思います。

議長（山本光俊君） 柴草教育長。

教育長（柴草 隆君） お答えいたします。

今回、補正に上げさせていただいたものにつきましては、手洗い等に使用しますアルコール消毒液等を考えておりますけれども、空間の除染等につきましては換気をよくするという形の中で対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 万全の学校の中で感染拡大というのが起こることのないように、万全の方法を考えてまた対応いただければと思います。

3点目ですが、17ページの一番最後の繰出金なんですが……。

議長（山本光俊君） 一時、質問を中止してください。

再開してください。

9番（渡辺正男君） 国民健康保険会計の繰出金の事務費、システム改修ということなのですが、財源を見ると一般財源ということになってはいますけれども、どんなシステム改修になるのでしょうか。国のほうから、こういうふうにしなさいというふうに来た場合には一般財源じゃなくて、違った財源で来るような気がするんですが、国保会計はこれを受けるだけの補正になっていますが、どんなシステム改修なのか説明いただければと思います。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

令和3年度に向けた税制改正になりますけれども、住民税の基礎控除額等が変更になることから、それに向けた国保税の算定のシステムの改修となります。

なお、今お話のありました国の補助金等があるのではないかとということなんですけれども、現在、何%といいますか何割が補助されるのかというのが国のほうで明示されていないので、取りあえずシステムの改修のほうを手をつけないと来年度に間に合わないといけないので、今回は一般会計のほうで取りあえず見ていただいて、国の正式な補助金の金額が決まり次第それを振り替えるというようなことで手続したいと思っております。

以上です。

議長（山本光俊君） 4番 湯本晴彦君。

4番（湯本晴彦君） 4番 湯本晴彦です。

2点あります。1点目ですが15ページ、小学校費・中学校費でパソコンの借り上げということで、1台たしか4万5,000円という話だったと思うんですけれども、これは使用料及び賃借料ということでリースという理解なんです、リースだとした場合、何年のリースを計画しているのか、また、いつ購入を計画しているのか教えてください。

議長（山本光俊君） 教育次長。

教育次長（山本和幸君） お答えします。

パソコンの借り上げ、リースということで60か月、5年を想定しております。この補正予算の承認が得られ次第、発注に向けての準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本光俊君） 4番 湯本晴彦君。

4番（湯本晴彦君） そうすると、1台20万円弱というような考えでよろしいですか。

議長（山本光俊君） 教育次長。

教育次長（山本和幸君） お答えします。

基本的に今回、補正で上げさせてもらった内容としましては、4万5,000円という国から示されている1台当たりの購入単価を補正として計上させていただいておりますが、私ども5年のリースということで、今準備を進めているわけなんですけれども、デバイスというか端末というもののプラス基本パッケージ・応用パッケージということでいろんな業者からいろんな提案がされています。そういったものを絞り込んでいきますと、1台当たり十四、五万ぐらいには

なるんじゃないかというふうに、今のところは考えております。

以上です。

議長（山本光俊君） 4番 湯本晴彦君。

4番（湯本晴彦君） 2点目にいきます。13ページですけれども、商工振興費で一番上の制度資金の保証料補給金ということで1,000万ありますけれども、財源が一般財源から今回の地方創生臨時交付金へ移行しているということですが、もともとのこの利子補給の1,000万の財源、予算は今回の臨時交付金で入ってくるということで、その分の1,000万の予算というのはどこかで使う予定とかあるんでしょうか。

議長（山本光俊君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） お答えいたします。

当初予算では1,000万あるわけですが、これについては一般財源でございます。今回補正をお願いしました1,000万円につきましては、国の臨時交付金を充てさせていただくということでございます。

以上です。

議長（山本光俊君） 4番 湯本晴彦君。

4番（湯本晴彦君） ということは、もともと予算の1,000万は残っていてプラスで臨時交付金で1,000万という理解でいいですか。

議長（山本光俊君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） 当初予定しておりました1,000万円については使う予定でして、今回不足が見込まれるということで1,000万増額しているものでございます。

なので、当初分の1,000万円使いますし、今回も保証料が増えているのでそれを増額する補正でございます。

以上です。

議長（山本光俊君） ほかにありませんか。

10番 西宗亮君。

10番（西宗亮君） 10番 西宗亮です。

1点お願いします。13ページの観光施設費4目ですけれども、道の駅の案内標識の整備というふうにご説明いただいたと思うんですけれども、道の駅のどこのところか、どういうものなのか、もう一度ちょっとお願いしたいと思います。

議長（山本光俊君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） お答えいたします。

現在、県で道の駅の前のチェーンベースにあります公衆用トイレ、あれを改修しているのはご存知かと思いますが、もともと正面へ入る左側に木製の町内を案内する案内看板があったわけですが、木製で立体で木彫りみたいなので彫った案内板があったわけですが、それが非常に内容が古く、当然五輪のロープウエー等もあって、それは消してあるんですけれども、そんな

ような古い情報で老朽化してきたため、今回の拡張工事、改修に合わせて新調するというものでございます。大きさはほぼ前回あった並の非常に大きなもので、町内あそこにありますけれども、町内3観光地、町内の観光施設が略図みたいになりますけれども、そのような案内板を予定しております。

以上です。

議長（山本光俊君） 10番 西宗亮君。

10番（西 宗亮君） 関連してなんですけれども、その案内板をほぼ新設のような感じになるのかな、そのところに国道292号、高原ルートの閉鎖あるいは開通というのが、このところ火山性地震が割合多く出ているというようなことで、ちょこちょこ止まったり開いたりというようなことがあります。そんなことから、その道路の情報のスペースというのをそこへ差し替えたりなんかしてできるような方法というのはお考えになっていんでしょうか。

議長（山本光俊君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） お答えいたします。

今回、こちらで考えているところにはそのような道路の交通情報までは載せる予定はないんですが、それらも含めまして、現在セブンイレブンの前に、春、新しい電光案内が新設されました。県のほうでも、やはり292のそういう情報をできれば、うちのほうがやるんじゃないかと、県のほうであそこへ、何かデジタル、トイレのほうへでも、セブンイレブン前にはやったんですが、トイレのほうにも何かそういうデジタルサイネージで案内する方法ってできないかなと、いって考えているということはお聞きしております。なので、ちょっとうちのほうでは今回の看板には入れる予定はございません。

以上です。

議長（山本光俊君） ほかにありませんか。

11番 小林克彦君。

11番（小林克彦君） 1点お願いします。17ページの14節工事請負費、給食センター、私の考えでは湿式からドライ化に全て終わっていたんじゃないかなと思っている感触なんですけれども、これは何を工事されたのか、お願いいたします。

議長（山本光俊君） 教育次長。

教育次長（山本和幸君） お答えします。

当初予算のほうで計上させていただきましたけれども、給食センター調理室の冷房設備の工事でございます。今回発注するに当たっての詳細設計をしたところ、若干費用が足りなくなってしまうということで、増額補正をさせていただきました。

以上です。

議長（山本光俊君） 6番 望月貞明君。

6番（望月貞明君） 6番 望月貞明。2点お願いします。

10ページの企画費のコミュニティ助成、この内訳4か所ほどありますがお願いします。

議長（山本光俊君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えをいたします。

菅区の防災用具といたしまして40万円、湯田中区の御柱台車といたしまして250万円、戸狩区の公会堂の整備といたしまして1,500万円、消防団の雨具等の購入で100万円。

以上でございます。

議長（山本光俊君） 6番 望月貞明君。

6番（望月貞明君） 2点目ですが、14ページの非常備消防施設費の中で、委託料をやめて負担金補助に切り替えたんですが、これは値段がちょっと、どういう関係か教えていただきたいと思えます。

議長（山本光俊君） 消防課長。

消防課長（町田昭彦君） お答えします。

まず、委託料から負担金に振り替えましたのは、消防法によりまして消火栓の設備については水道事業者が行うという規定に基づいて、過去は委託をしておったわけなんですけれども、ここで法令に合わせて負担金のほうに振り替えたという内容が220万円でございます。

差額の146万円につきましては、この春から……。

議長（山本光俊君） 一度、質問を止めてください。

再開してください。

消防課長（町田昭彦君） この春から消火栓の設置確認と可動確認ということで回ってありましたところ、渋温泉の町なかにあります消火栓1基が、水は出るけど止まらないというような状況がありまして、これの修繕につきまして146万円を追加で計上させていただいたものでございます。

以上です。

議長（山本光俊君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、原案に対し反対者の発言を許します。ありませんか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 次に、原案に対し賛成者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男。

議案第29号 令和2年度一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論いたします。

今回の歳入の補正は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,288万円と小・中

学校のGIGAスクール構想前倒し分2,380万円の国庫補助金が主なものになりますが、町民の皆さんの一番の関心事は新型コロナ地方創生臨時交付金がどのように使われるか、効果的に困っている人たちのために使われるのかという点だと思います。私たち議会も議員も同様であります。

その新型コロナ地方創生臨時交付金の主な使い方ですが、まず、国の持続化給付金に10万円上乗せの町単の新型コロナウイルス感染拡大防止支援金1,000万円。各種団体の会費分助成の団体育成事業1,000万円。制度資金保証料補給金に1,000万円の追加。それと第1号補正で財調基金対応をした県と連携の感染拡大防止協力金支援金3,130万円、これも今回財源振替が行われましたので、これも含むということになります。

今回私が残念に思うのは、かつてない緊急事態の中とはいえ、これらの政策が事前に議会に説明がなく、いきなり議案提案されたことであります。二元代表制である地方自治においては首長は予算提案権を持ちますが、もう一方の住民の代表である議会が議決することによって成立をします。これは、地方公共団体の行財政運営に住民の意思を反映させるとともに、執行機関が独善的な運営に陥ることを防止しようとする考えによるものと言われています。

議会は合議制の議事機関として設置され、民主的な政治制度の下では住民の意見を集約し、代表して討議することにより民意を反映しようという重要な機関であり、政策の形成過程、決定過程、執行過程、監視・評価過程とその過程の全般にわたって大きな権限を有しています。予算、補正予算を否決、修正可決すること、決算を否認定とすることもできます。

現状、議会が政策の形成過程や決定過程に関与できるのは議会全員協議会等で事前説明を受け、意見を求められるときなどが考えられます。予算や決算に審査意見を付すことや一般質問での意見、提言なども将来の政策の形成過程、決定過程に関わることと言えらると思います。

総合計画や自主計画に基づいた平常時の予算や災害復旧等の義務的な補正予算であれば事前説明は必ずしも必要ではないかもしれませんが、今回のような緊急事態の下での補正予算は町独自の支援策も求められる、まさに政策的なものであり、事後報告のような形にすべきではありません。住民代表たる議員の多様な意見をどう政策に反映させるのか、もっと考えていただきたいと思います。

議会は単なる長の追認機関ではありません。今後、国の第2次補正予算、GOTOキャンペーンなど大型の財政出動が予定されていますが、迅速で的確、効果的な政策を決定、執行していくために、私たち議員も議論に加わり意見や提言を積極的に行っていきたいと思います。

町側の真摯な対応を求めて賛成討論といたします。

以上です。

議長（山本光俊君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論を終わります。

議案第29号を採決します。

議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第29号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

議案第30号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第30号を採決します。

議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第30号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

議案第31号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第31号を採決します。

議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第31号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

議案第32号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第32号を採決します。

議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第32号 令和2年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

5 議案第33号 令和2年度元災公共土木施設災害復旧工事請負契約の締結について

6 議案第34号 令和2年度塵芥車購入事業の売買契約の締結について

議長（山本光俊君） 日程第5 議案第33号 令和2年度元災公共土木施設災害復旧工事請負契約の締結について及び日程第6 議案第34号 令和2年度塵芥車購入事業の売買契約の締結についての2議案を一括上程し、議題とします。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第33号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第33号を採決します。

議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第33号 令和2年度元災公共土木施設災害復旧工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

議案第34号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第34号を採決します。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第34号 令和2年度塵芥車購入事業の売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

7 議案第35号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について

8 議案第36号 山ノ内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

9 議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

10 議案第38号 山ノ内町国際交流員任用条例の制定について

議長（山本光俊君） 日程第7 議案第35号から日程第10 議案第38号までの4議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（山本光俊君） これより議案ごとに質疑を行います。

議案第35号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第36号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第37号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第38号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって議案第35号から議案第38号までの4議案を総務産業常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第35号から議案第38号までの4議案を総務産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって本会期中に報告できるようお願いします。

議長（山本光俊君） 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し散会します。

大変ご苦労さまでした。

(散 会)

(午前10時31分)